

総社市告示第68号

総社市お持ち帰りDEお得券事業実施要綱を次のとおり定める。

令和2年5月1日

総社市長 片岡 聡 一

総社市お持ち帰りDEお得券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大により売り上げが落ち込んでいる市内の飲食業店等を応援するため、外出を控えている市民にも利用しやすい、持ち帰りによる販売を実施している店舗で利用できるクーポン券の販売等を実施する、総社市お持ち帰りDEお得券事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン券 お持ち帰りDEお得券をいい、市が販売する券種をいう。
- (2) 特定取引 クーポン券が対価の弁済手段として使用される持ち帰り商品の購入をいう。
- (3) 取扱登録店 特定取引を行い、受け取ったクーポン券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

(購入対象者)

第3条 クーポン券を購入することができる者(以下「購入対象者」という。)は、令和2年5月2日において、市内に住所を有するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(クーポン券の販売等)

第4条 市は、購入対象者にクーポン券を販売する。

- 2 クーポン券の1枚当たりの券面金額は、300円とする。
- 3 クーポン券は、10枚を1冊として販売するものとする。
- 4 クーポン券の販売額は、クーポン券1冊につき、2,000円とする。
- 5 クーポン券の購入は、購入対象者1人につき、1回限りとする。

(クーポン券の使用範囲等)

第5条 クーポン券は、取扱登録店との間における特定取引に限り、使用することができる。

- 2 クーポン券の使用期間は、令和2年5月2日から令和2年8月31日までとする。
- 3 特定取引に使用されたクーポン券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回る場合であっても、取扱登録店は、当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。
- 4 クーポン券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

(クーポン券の購入申込)

第6条 クーポン券を購入しようとする購入対象者(以下「購入希望者」という。)は、お持ち帰りDEお得券購入申込書を市の窓口提出するものとする。

(代理人によるクーポン券の購入申込)

第7条 購入希望者本人に代わり、代理人として前条に規定する購入申込書の提出ができる者は、原則として次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 購入希望者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 購入希望者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 購入希望者の親族その他の平素から購入希望者本人の身の回りの世話をを行っている者等であって、市長が特に認めるもの

(クーポン券の販売)

第8条 市長は、第6条に規定する購入申込書を受理したときは、速やかに販売の可否について確認し、適正と認められる場合は、当該購入希望者に対し、クーポン券を販売するものとする。

(取扱登録店の登録等)

第9条 市長は、取扱登録店を募集し、応募した取扱店を登録の上、当該取扱登録店に取扱登録店表示を交付するものとする。

(取扱登録店の責務)

第10条 取扱登録店は、特定取引において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) クーポン券の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) クーポン券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 市との適切な連携体制を構築すること。
- (4) 取扱店の登録の際に付した遵守事項

2 市長は、取扱登録店が前項に反する行為を行ったときは、取扱登録店の登録を取り消すことができる。

(クーポン券の換金手続)

第11条 市長は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、当該取扱登録店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱登録店は、市が指定する請求書に特定取引において使用したクーポン券を添え、市長に券面記載の金額の換金を請求するものとする。

3 換金の方法は、取扱登録店の預金口座への振替の方法による。

4 第2項に規定する換金の請求の期限は、令和2年9月30日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。